

不服申立て事案答申第 292 号

不服申立て事案諮問第 324 号

件名：警察官に提出した文書等の不開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記 1 に掲げる保有個人情報の開示請求について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 5 章第 4 節の規定が適用されないことを理由として不開示としたこと、並びに別記 2 及び別記 3 に掲げる保有個人情報の開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、法に基づき審査請求人が令和 6 年 10 月 28 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 11 月 11 日付けで行った不開示決定について、開示を求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分の内容及び理由

##### ア 本件処分の内容

##### (ア) 保有個人情報開示請求の受理

令和 6 年 10 月 28 日、審査請求人は、愛知県 A 警察署（以下「A 署」という。）において、保有個人情報の開示を求める請求書を提出したことから、処分庁はこれを受理した。

当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は

私は、令和 6 年 10 月 10 日、私所有の畑に入り粟をとっている人をつかまえ、110 番通報をした。

- ① 110 番通報の内容が記載された文書
- ② 警察が対応、処理した内容が記載された文書（決裁書を含む）
- ③ 私が警察官に提出した文書

- ④ 栗をとった人の親族と警察官とのやりとりが記載された文書
- ⑤ 私は、職員 C 及び D に苦情を申し立てたら、A 署職員 E によく伝えておくとのことであったので、そのことの記載がされた文書
- ⑥ 私の所有地内の畑でとった写真
- ⑦ 私が警察官に提出した文書について、指紋を押させられたが、そのようにしなければならなかった理由が記載された文書  
(請求日現在 A 署で保管のもの)

と記載されていた。(以下「本件開示請求」という。)

(イ) 本件開示請求に係る保有個人情報の調査

本件開示請求の保有個人情報について探索したところ、A 署で保管する

- 110 番事案表 (①、②の請求内容に係る文書)
- 微罪処分手続書 (③、④の請求内容に係る文書)
- 写真撮影報告書 (⑥の請求内容に係る文書)

が該当した。

当該保有個人情報は、審査請求人が、自己の所有する栗畑において、栗を盗んだ人物を発見して 110 番通報し、警察官が対応したことで作成されたものである。

なお、⑤の請求内容に係る文書としては、審査請求人が指名する A 署地域課員と対面して相談したことで作成されたものとして、警察職員が苦情、意見又は何らかの申出を受けた場合に作成される警察安全相談等・苦情取扱票の記録をシステムにより探索したが、令和 6 年 10 月 10 日から本件開示請求の時点までの期間で、A 署で管理する保有個人情報は存在しなかった。

そして、⑦の請求内容に係る文書としては、捜査書類作成上の規程を指すものと解されるが、そもそも保有個人情報として保有するものではない。

(ウ) 本件処分

処分庁は、本件開示請求の③、④及び⑥で審査請求人が開示を求める保有個人情報は開示の適用除外であり、本件開示請求の⑤及び⑦で請求人が開示を求める保有個人情報は、作成又は保有されていないため、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号。以下「刑訴法」という。)第 53 条の 2 第 2 項及び法第 82 条第 2 項に基づき、令和 6 年 11 月 11 日付けで保有個人情報不開示決定を行い、審査請求人に通知した。

なお、本件開示請求の①及び②については、対象となる保有個人情報を一部開示する決定を別に行い、審査請求人に通知している。

#### イ 警察安全相談等・苦情取扱票の作成について

警察安全相談等及び苦情の取扱いに関する規程（平成 24 年愛知県警察本部訓令第 4 号）に、「警察安全相談」とは、「犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他県民の安全と平穩に係る相談」と規定され、さらに「警察安全相談等」とは、「警察安全相談並びに警察行政に係る要望、意見、感謝、激励、事件情報及びこれらに類するもの」と規定されている。

また、警察安全相談等・苦情取扱票の作成については、警察安全相談及び苦情の取扱いに関する規程の運用（平成 24 年務住発甲第 27 号）に「職員は、警察安全相談等を受理したときは、システムにより登録し、印字することにより警察安全相談等・苦情取扱票を作成するものとする」と規定されている。

しかし、「他の定めに基づいて取扱票と同程度の相談に関する記録を作成したときは、その作成を要しない」、「地理、運転免許証の更新手続等単純な事実の教示等、警察安全相談等に該当しない場合は取扱票の作成を要しない」と警察安全相談等・苦情取扱票の作成を要しない場合も規定されており、警察職員が、電話又は面談において対応した場合でも、その内容によっては、必ずしも警察安全相談等・苦情取扱票が作成されるものではないことが想定されている。

#### ウ 本件処分理由

本件開示請求③、④及び⑥で審査請求人が開示を求める保有個人情報、ア(イ)のとおり、微罪処分手続書及び写真撮影報告書が該当するものであるが、刑訴法第 53 条の 2 第 2 項においては、訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、法第 5 章第 4 節の保有個人情報の開示請求等の規定は適用しないとされている。

また、本件開示請求⑤及び⑦で審査請求人が開示を求める保有個人情報は、ア(イ)のとおり、保有しておらず、法第 82 条第 2 項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分は、適用除外及び不存在のため不開示としたものであり、刑訴法及び法の規定に基づく適正な処分である。

#### (2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件審査請求の趣旨及び理由として、開示請求の③、④及び⑥については、「開示すべきもの」「開示しないということであれば、親族と面談したことが疑わしくなる」「写真が存在するので開示を求める」旨主張しているが、上述のとおり、当該保有個人情報は開示の適用除外で

あることから、審査請求人の主張は失当である。

また、開示請求の⑤については、「警察安全相談等・苦情取扱票を作成するよう依頼した」「よって文書は存在する」旨主張しているが、上述のとおり、当該保有個人情報を作成されておらず、存在しないことから、審査請求人の主張は失当である。

さらに、開示請求の⑦については、「規定があるならば文書は存在するはず」としているが、上述のとおり、当該保有個人情報は保有しておらず存在しないことから、審査請求人の主張は失当である。

### (3) 結語

以上のとおり、本件処分は刑訴法及び法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 4 審議会の判断

### (1) 本件請求対象保有個人情報について

保有個人情報開示請求書の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、警察職員が審査請求人を被害者とする窃盗被疑事件を捜査する際に、作成又は取得した書類に含まれる審査請求人の個人情報であって、A署が管理するものであると解される。

処分庁は、別記1の開示請求に係る保有個人情報については刑訴法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類」に記録される個人情報に該当するとして不開示決定をしている。また、別記2及び別記3の開示請求に係る保有個人情報については、作成又は保有していないとして不開示決定をしている。

そこで、別記1の開示請求に係る保有個人情報に刑訴法第53条の2第2項を適用することの可否を検討するとともに、別記2及び別記3の開示請求に係る保有個人情報の存否について以下検討する。

### (2) 別記1の開示請求に係る保有個人情報に、刑訴法第53条の2を適用することの可否について

ア 刑訴法第53条の2第2項は、「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報については、法第5章第4節の規定を適用しない旨を規定している。同項に定める「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含むと解されている。

イ 処分庁によれば、別記1の開示請求に係る保有個人情報は、審査請求人が被害者となった窃盗被疑事件の捜査過程において作成されたもので

あり、刑訴法第 53 条の 2 第 2 項に規定する「訴訟に関する書類」に記録される個人情報に該当し、法第 5 章第 4 節の適用を受けないため、不開示決定を行ったとのことである。

ウ 当審議会において検討したところ、微罪処分であっても刑事司法手続の一環であることから、別記 1 の開示請求に係る保有個人情報は、捜査機関が被疑事件又は被告事件の捜査の過程で作成又は取得した文書に記録される個人情報であり、刑訴法第 53 条の 2 第 2 項で規定する「訴訟に関する書類」に記録される個人情報に該当するものと認められる。

エ したがって、別記 1 の開示請求に係る保有個人情報は、法第 5 章第 4 節が適用されない保有個人情報に該当する。

(3) 別記 2 の開示請求に係る保有個人情報の存否について

ア 処分庁によれば、警察職員が苦情、意見又は何らかの申出を受けた場合に作成される警察安全相談等・苦情取扱票の記録をシステムにより探索したが、令和 6 年 10 月 10 日から本件開示請求の時点までの期間で、A 署で管理する保有個人情報は存在しなかったとのことである。

イ 当審議会において処分庁に確認したところ、審査請求人は事件処理をしていた現場の警察職員に対して、過去の A 署の対応について話をしていたが、同警察職員は捜査活動中であり、その場で対応することは不可能であったことから、苦情としては受理をせず、警察安全相談等・苦情取扱票を作成しなかったとのことである。

ウ 当審議会において検討したところ、ほかに特定すべき保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められず、別記 2 の開示請求に係る保有個人情報については作成していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 別記 3 の開示請求に係る保有個人情報の存否について

処分庁によれば、別記 3 の開示請求に係る行政文書としては、捜査書類作成上の規程が該当するが、そもそも保有個人情報として保有するものではないとのことである。

当審議会において検討したところ、処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

#### 別記 1

私は、令和 6 年 10 月 10 日、私所有の畑に入り粟をとっている人をつかまえ、110 番通報をした。

③私が警察官に提出した文書

④粟をとった人の親族と警察官とのやりとりが記載された文書

⑥私の所有地内の畑でとった写真

(請求日現在 A 署で保管のもの)

#### 別記 2

私は、令和 6 年 10 月 10 日、私所有の畑に入り粟をとっている人をつかまえ、110 番通報をした。

⑤私は、職員 C 及び D に苦情を申し立てたら、A 署職員 E によく伝えておくとのことであったので、そのことの記載がされた文書

(請求日現在 A 署で保管のもの)

#### 別記 3

私は、令和 6 年 10 月 10 日、私所有の畑に入り粟をとっている人をつかまえ、110 番通報をした。

⑦私が警察官に提出した文書について、指紋を押させられたが、そのようにしなければならなかった理由が記載された文書

(請求日現在 A 署で保管のもの)

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
7. 1. 21	諮問（弁明書の写しを添付）
8. 1. 26 (第257回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
8. 2. 24 (第258回審議会)	審議
8. 3. 24	答申